

はじめよう!

訪問調剤

～薬局薬剤師の在宅活動～

第3回・訪問調剤に取り組む際のポイント



きらり薬局
原 敦子

● 「薬局薬剤師における在宅活動」を

どのような手順で取り組めばよいか

訪問調剤を実施する上で、まず介護保険の認定を受けているか否かで利用する保険制度に違いがあることを覚えておきましょう。認定を受けている場合は介護保険適応となりますが、調剤技術料や薬剤料などは医療保険が適応されますので、項目ごとにどの保険で請求するのかを整理しておくといでしょう。

利用する保険制度により、薬学的管理指導の呼称も変わってきます。

介護保険 (介護予防) 居宅療養管理指導

医療保険 在宅患者訪問薬剤管理指導

訪問調剤の流れとしては同じですので、これからご紹介する①～⑤までのステップを見ていきましょう。

①**準備** 訪問調剤を開始するに当たり、介護保険制度を新たに利用する薬局も多いと思います。そのため、事前の届け出、それに伴う必要な届出物を確認します。薬局は介護保険を利用した介護サービスを提供する事業所なので、「サービスを利用します」などの承諾を契約書類という形で残します。

②**訪問前の準備** 医師からの訪問指示確認は必須で、通院困難な状態が継続的で薬学的管理が必要な方が対象となります。いつも外来に来られる患者さんに「今日は体調が悪いから薬を届けてほしい」と希望されても、残念ながら訪問調剤には該当しません。他には薬学的管理指導計画書の作成、医療・介護どちらの保険制度を利用されるのか、介護保険利用の場合は担当ケアマネージャーとの事前連絡、他サービスの利用状況把握の上、訪問スケジュールを調整することなども必要になってきます。

③**初回訪問** 訪問薬剤管理指導業務について説明し、必要に応じて契約となります。これまでの経過を把握し、保険証類の確認や今後の訪問スケジュール、決済方法、処方箋の授受についてもお互いにルールを決めておく、その後迷うことなく進められます。

④**訪問** 処方箋は事前にFAXなどで共有してもらえることが多く、これを元に調剤をします。調剤済みの薬を持参して訪問しますが、身分を証明するもの(名札など)も忘れずに携帯しましょう。服薬指導や必要であれば薬の管理方法見直しなど薬学的管理指導を毎回実施します。処方箋原本の受け取りは確実にいきましょう。

⑤**訪問後** 在宅患者訪問薬剤管理指導報告書、もしくは居宅療養管理指導報告書を作成し、報告書の提出を医師・ケアマネージャー(居宅療養管理指導時)に行います。報告内容は薬歴

に共有し、随時薬学的管理指導計画書も見直していきます。

これらを実施するために必要な届け出・届出物・契約書類などは抜け漏れがないよう注意することも大切です。また、契約書類は利用者にお渡しする分と薬局で保管する分の2部用意し、内容が変更になった場合はその都度差し替えましょう。

● 難しさや注意点、心構えなど

誰しも「初めまして」は緊張するものです。利用者の中には見知らぬ人を受け入れるのが苦手な方もいます。自身の生活に知らない人が入ってくるわけですから当然のことなので、初回訪問から完璧な関係性を築こうとせず、利用者のペースに合わせていきましょう。また、介護(予防)サービスを利用する方を「利用者」と呼びますが、薬剤師からすると「患者」さんでもあり、「利用者」さんでもあるのです。介護職の方とお話する場合は「利用者」の呼称で統一しましょう。

ケアマネージャーは介護サービスをまとめるリーダー的存在のため、薬剤の変更や訪問時の経過などをお伝えすることで、他職種の方にも情報を共有していただけます。過去、薬剤師単独での解決が困難であった時、担当者会議の開催を依頼して皆で話し合う機会をいただいたこともありました。継続的な情報共有が信頼関係を構築していくための一歩です。「この薬剤師に利用者さんを任せたい!」と思っていただけるようなサービスを普段から提供していきたいものです。

● おわりに

今回は訪問調剤の取り組み事例を紹介したいと思います。私たちの経験を知っていただくことで、問題解決のきっかけになれば幸いです。弊社では在宅業務に関する情報を積極的に公開し、他薬局さんとの連携に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

Q | きらり薬局 検索

◆ 訪問調剤の流れ

